

恵庭市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 3 号

恵庭市営住宅条例の一部を改正する条例

恵庭市営住宅条例（平成 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 8 条（略） （入居者の選考） 第 9 条 市長は、入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。 （1）～（6）（略） 2（略） 3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、18 歳未満の子を扶養している寡婦 _____、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者等で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。	第 1 条～第 8 条（略） （入居者の選考） 第 9 条 市長は、入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。 （1）～（6）（略） 2（略） 3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、18 歳未満の子を扶養している寡婦 <u>若しくは寡夫</u> 、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者等で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

現行	改正案
第 10 条～第 23 条 (略) (入居者の保管義務) 第 24 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は<u>き損</u>したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 3 (略) 第 25 条～第 38 条 (略) (住宅の明渡請求) 第 39 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に<u>き損</u>したとき。 (4)～(7) (略) 2～4 (略) 第 40 条～第 65 条 (略) (使用許可の取消) 第 66 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損</u>したとき。 (4)～(6) (略) 2 (略)	第 10 条～第 23 条 (略) (入居者の保管義務) 第 24 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は<u>毀損</u>したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 3 (略) 第 25 条～第 38 条 (略) (住宅の明渡請求) 第 39 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損</u>したとき。 (4)～(7) (略) 2～4 (略) 第 40 条～第 65 条 (略) (使用許可の取消) 第 66 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損</u>したとき。 (4)～(6) (略) 2 (略)

現行	改正案
第 67 条 (略) 第 7 章 補則 (市営住宅監理員及び市営住宅管理人) 第 68 条 市長は、市営住宅の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。 2～5 (略) 第 69 条～第 70 条 (略)	第 67 条 (略) 第 7 章 補則 (市営住宅監理員及び市営住宅管理人) 第 68 条 市長は、市営住宅の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。<u>ただし、第 70 条の 2 第 1 項の規定により市営住宅の管理を市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、この限りでない。</u> 2～5 (略) 第 69 条～第 70 条 (略) <u>(指定管理者による管理)</u> 第 70 条の 2 市長は、市営住宅等の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に、市営住宅等の管理を行わせることができる。 2 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> (1) <u>市営住宅の入居者の公募の事務処理に関する業務</u> (2) <u>市営住宅の入居及び退去の手続に関する業務</u> (3) <u>市営住宅の入居者との連絡に関する業務</u> (4) <u>市営住宅に係る申請、届出及び収入申告の受付その他の事務処理に関する業務</u> (5) <u>市営住宅等の維持管理に関する業務(市長と指定管理者との協議により定めるものを除く。)</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市営住宅等の運営に関する業務</u> 3 <u>第 1 項の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせる場合においては、第 8 条第 2 項中「通知する」とあるのは「指定管理者が通</u>

現行	改正案
第 71 条～第 76 条 (略)	知する」と、第 14 条第 2 項中「市長が」とあるのは「<u>指定管理者が市長の承認を得て</u>」と、第 17 条第 4 項、第 26 条第 1 項及び第 2 項並びに第 61 条第 2 項中「<u>その旨</u>」とあるのは「<u>指定管理者がその旨</u>」と、第 17 条第 5 項及び第 26 条第 4 項中「<u>入居者に</u>」とあるのは「<u>指定管理者が入居者に</u>」と、第 22 条第 1 項中「<u>市の</u>」とあるのは「<u>指定管理者の</u>」と、第 26 条第 3 項中「<u>当該入居者に</u>」とあるのは「<u>指定管理者が当該入居者に</u>」と、第 35 条中「<u>入居の中出</u>」とあるのは「<u>指定管理者に入居の申出</u>」と、第 63 条第 4 項中「<u>当該使用決定者</u>」とあるのは「<u>指定管理者が当該使用決定者</u>」とする。 第 71 条～第 76 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。